



兵庫労働局発表  
平成28年6月30日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部  
安全課

課長 塩見 卓  
安全専門官 畑中 義春

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

### 平成28年建設業労働災害防止強化月間の実施について

—兵庫県内の建設業の労働災害の死傷者数は増加傾向(16.7%増)—

兵庫県内における平成28年1月～5月末の建設業の死亡者数は2人で、昨年同期と比べ4人減少していますが、死傷者数は189件で、27件の増加となっています。

また、4月22日には建設中であった新名神高速道路の橋桁が国道上に落下し、作業員2名が死亡、8名が重軽傷を負うという重大な災害も発生し、今なお所轄労働基準監督署を中心に原因究明と再発防止対策の樹立のための調査が行われています。

兵庫労働局及び県下各労働基準監督署では、平成7年の阪神大震災の災害復旧工事における災害多発以降、毎年7月1日から7月31日までを「建設業労働災害防止強化月間」と定め、事業者はもとより、関係行政機関、発注者、労働災害防止団体等の参加の下、関係者が一丸となって、県下全域での集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとしております。

#### 記

1 実施期間 平成28年7月1日から7月31日

#### 2 主な実施事項

(1) 兵庫労働局長による安全パトロール

・実施日時 平成28年7月1日(水) (予定時間: 14:15～15:40)

(2) 期間中は県下の労働基準監督署毎に、墜落災害、重機災害並びに熱中症予防を重点とした建設業労働災害防止大会や建設業労働災害防止協会兵庫県支部や発注者との合同パトロールを実施する。

(添付資料)

- ・平成28年建設業労働災害防止強化月間実施要綱
- ・建設業平成28年死亡災害発生状況
- ・平成28年(1月～5月)労働災害発生状況(兵庫県内速報値)

# 平成28年 建設業労働災害防止強化月間実施要綱



主 唱 兵 庫 労 働 局  
各 労 働 基 準 監 督 署  
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部

協 賛 一般社団法人 兵庫労働基準連合会  
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部  
一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

## 1 趣旨

兵庫県内の全産業における労働災害は長期的には減少傾向にあるが、平成27年の死傷者数(休業4日以上、以下同じ。)は4,679人と前年に比べ4人の微減となり、一方、死亡者数は8人増加の51人となった。

建設業における平成27年の死傷者数は、前年より116人減少し515人、死亡者数も2人減少し10人となった。

しかしながら、去る4月22日、神戸市北区道場町平田の新名神高速道路有馬川橋工事において、建設中の橋桁が落下、2人が死亡、8人が負傷する重大災害が発生し、今なお所轄労働基準監督署を中心に有識者の協力を得つつ、専門的技術的見地から災害原因の究明と再発防止対策の樹立のための調査・検討が進められている。

現在、兵庫労働局では、このような重大災害の発生が極めて憂慮すべき状況にあることに鑑み、同種災害を防止すべき必要性から、県下の橋梁工事施工現場の緊急立入調査を発注者同行のもと実施しているところである。

また、平成27年における建設業の死傷者数を事故の型別でみると「墜落・転落」災害が約35%と最も多く、死亡者数においても10人中6人が「墜落・転落」災害であり、この災害は高所作業における安全な作業床、手すりの設置や安全帯の使用などの墜落防止対策の未実施が原因で発生していることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が望まれるところである。

このような状況の下、本年度も7月を「平成28年建設業労働災害防止強化月間」(以下「強化月間」という。)と定め、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施による労働災害防止活動の推進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとし、特に橋梁建設工事においては、今後、調査・検討において明らかにされる災害原因と再発防止対策を踏まえた、橋桁の架設等作業の安全確保の徹底について、施工業者等に対して周知啓発指導を実施することとする。

## 2 実施時期

平成28年7月1日から平成28年7月31日まで

## 3 目標

- ・橋梁建設工事における橋桁の架設等作業の安全確保の徹底
- ・足場等に係る改正労働安全衛生規則の措置の確実な実施及び墜落・転落災害の防止
- ・車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
- ・土砂崩壊災害の防止
- ・リスクアセスメント等の確実な実施
- ・高齢者に対する労働災害の防止
- ・解体工事における労働災害の防止
- ・熱中症の予防
- ・石綿及び化学物質の適正な管理及び処理

## 4 実施事項

### (1)主唱者

- ア)関係災害防止団体・事業者・局署による合同パトロールの実施
- イ)建設工事現場に対する集中的な個別監督・指導
- ウ)橋梁建設工事の施工業者及び発注者に対する橋桁の架設等作業における安全確保の徹底の要請
- エ)建設業者及び発注者に対する足場等に係る改正労働安全衛生規則の周知と履行確保
- オ)足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策の周知

カ)建設業の災害防止に係る建設工事関係者連絡会議の開催(6月～7月中)

キ)発注機関等への強化月間実施要綱の取組要請(文書)

ク)建設業の災害防止のための集団指導等の実施

ケ)その他建設店社及び建設工事現場に対する実施要綱についての周知、広報誌等による広報活動等

## (2)発注者(要請事項)

ア)現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施

イ)橋梁建設工事における橋桁の架設等作業の安全確保の徹底

ウ)工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底

エ)発注条件の適正化(建設工事における安全衛生経費の確保)、発注の平準化と工期の弾力化等

オ)発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進

カ)入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

## (3)工事実施者(建設店社及び建設工事現場)

ア)経営首脳による強化月間目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進

イ)橋梁工事における橋桁の架設等作業の安全確保の徹底

ウ)元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底

エ)リスクアセスメントの実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施  
特に、6月に施行される化学物質によるリスクアセスメントの確実な実施

オ)建設業労働安全衛生マネジメントシステム(略称コスモス)に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直し・改善

カ)墜落・転落災害の防止対策

改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置及びロープ高所作業における危険の防止措置の実施、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に基づく対策の実施及び手すり先行工法の採用等による足場等の安全性の確保、十分な敷地を確保できる場合は一側足場でなく本足場を設置すること、ハーネス型安全帯の使用促進、屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において足場の設置が困難な場合の適切な安全帯の取付設備の設置

キ)車両系建設機械、移動式クレーン等による災害防止対策

有資格者の配置、作業計画の作成、使用手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者配置や作業半径の立入禁止措置による接触防止対策の実施

ク)土砂崩壊災害の防止対策

1.5 m以上の深さの溝掘削作業時における土止め先行工法の採用とその普及、斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン(平27.6.29付け基安安発0629第1号)に基づく安全点検の励行及び点検者に対する教育の確実な実施

ケ)解体工事における災害防止対策

リスクアセスメント手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽(「墜落時保護用」)・安全帯等保護具の適正使用及びハーネス型安全帯の使用促進

コ)木造家屋等低層住宅建築工事における災害防止対策

改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性の確保、屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において足場の設置が困難な場合の適切な安全帯の取付設備の設置、木造建築物の組立作業主任者による直接の現場作業指揮、脚立、保護帽(「墜落時保護用」)・安全帯等保護具の適正使用及びハーネス型安全帯の使用促進

サ)新規入場者教育や職長の再教育等の現場作業員に対する安全衛生教育の実施とその内容の充実

シ)熱中症予防対策

WBGT(暑さ指数)を指標とした作業環境管理(日除け・通風設備の設置、適度の水分・塩分補給、休憩時間の確保)

ス)化学物質等の適正な管理及び処理による職業性疾病の防止

建物解体工事における石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止措置の確保、酸欠・硫化水素危険作業場所における災害防止対策の励行

# 平成28年死亡災害一覽表 (1月1日～作成日)

広報用		災害発生		業種		事故の型		起因物		発生状況概要
		受付 件数	月	時間	大分類	小分類	分類項目	小分類		
12	4月	16時台	建設業	橋梁建設工 事	崩壊、倒壊	建築物・構築 物	建築物・構築 物	橋台と橋脚に全長102メートルの橋桁を架ける準備中、P C鋼棒に取り付けた受桁を用いて橋桁を取り付けようとしたところ架台が崩れて、橋台側の橋桁が地上に落下した。地上に墜落した。(詳細は調査中)		
14	4月	16時台	建設業	橋梁建設工 事	崩壊、倒壊	建築物・構築 物	建築物・構築 物	橋台と橋脚に全長102メートルの橋桁を架ける準備中、P C鋼棒に取り付けた受桁を用いて橋桁を取り付けようとしたところ架台が崩れて、橋台側の橋桁が地上に落下した。地上でセッティングビーム等にはさまれた。(詳細は調査中)		

平成28年(1月～5月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上の死傷災害)により作成  
 ※( )内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

【表1 業種別の労働災害発生状況】

兵庫労働局

業 種	平成28年(1月～5月)		前 年 同 期		前 年 比 較		
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	
全 産 業	1,414 (14)	100.0 ( 100.0%)	1,402 (15)	100.0 ( 100.0%)	12 ( -1 )	0.9 ( -6.7%)	
第一・二次産業計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含む)	805 (10)	56.9 ( 71.4%)	793 (12)	56.6 ( 80.0%)	12 ( -2 )	1.5 ( -16.7%)	
製 造 業	369 (7)	26.1 ( 50.0%)	379 (3)	27.0 ( 20.0%)	-10 ( 4 )	-2.6 ( 133.3%)	
鉱 業	1	0.1 ( )	3	0.2 ( )	-2 ( )	-66.7 ( - )	
建 設 業	189 (2)	13.4 ( 14.3%)	162 (6)	11.6 ( 40.0%)	27 ( -4 )	16.7 ( -66.7%)	
運 輸 交 通 業	189 (1)	13.4 ( 7.1%)	205 (2)	14.6 ( 13.3%)	-16 ( -1 )	-7.8 ( -50.0%)	
貨 物 取 扱 業	24	1.7 ( )	20	1.4 ( )	4 ( )	20.0 ( - )	
農 林 業	25	1.8 ( )	22 (1)	1.6 ( 6.7%)	3 ( -1 )	13.6 ( -100.0%)	
畜 産 ・ 水 産 業	8	0.6 ( )	2	0.1 ( )	6 ( )	300.0 ( - )	
第 三 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除く)	609 (4)	43.1 ( 28.6%)	609 (3)	43.4 ( 20.0%)	( 1 )	( 33.3%)	
商 業	卸 売 業	23	1.6 ( )	21	1.5 ( )	2 ( )	9.5 ( - )
	小 売 業	156	11.0 ( )	158	11.3 ( )	-2 ( )	-1.3 ( - )
	上 記 以 外 の 商 業	18 (1)	1.3 ( 7.1%)	14	1.0 ( )	4 ( 1 )	28.6 ( - )
	計	197 (1)	13.9 ( 7.1%)	193	13.8 ( )	4 ( 1 )	2.1 ( - )
通 信 業	22	1.6 ( )	26	1.9 ( )	-4 ( )	-15.4 ( - )	
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	24	1.7 ( )	31	2.2 ( )	-7 ( )	-22.6 ( - )
	社 会 福 祉 施 設	95 (1)	6.7 ( 7.1%)	84	6.0 ( )	11 ( 1 )	13.1 ( - )
	上 記 以 外 の 保 健 衛 生 業		( )		( )	( )	( - )
	計	119 (1)	8.4 ( 7.1%)	115	8.2 ( )	4 ( 1 )	3.5 ( - )
接 客 娯 楽 業	飲 食 店	50	3.5 ( )	45	3.2 ( )	5 ( )	11.1 ( - )
	ゴ ル フ 場	15	1.1 ( )	17	1.2 ( )	-2 ( )	-11.8 ( - )
	上 記 以 外 の 接 客 娯 楽 業	27	1.9 ( )	21	1.5 ( )	6 ( )	28.6 ( - )
	計	92	6.5 ( )	83	5.9 ( )	9 ( )	10.8 ( - )
清 掃 ・ と 畜 業	ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	27	1.9 ( )	24	1.7 ( )	3 ( )	12.5 ( - )
	廃 棄 物 処 理 業	29	2.1 ( )	30 (1)	2.1 ( 6.7%)	-1 ( -1 )	-3.3 ( -100.0%)
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	12	0.8 ( )	10	0.7 ( )	2 ( )	20.0 ( - )
	計	68	4.8 ( )	64 (1)	4.6 ( 6.7%)	4 ( -1 )	6.3 ( -100.0%)
そ の 他 の 事 業	警 備 業	23 (1)	1.6 ( 7.1%)	24 (1)	1.7 ( 6.7%)	-1 ( )	-4.2 ( )
	上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業	63 (1)	4.5 ( 7.1%)	74 (1)	5.3 ( 6.7%)	-11 ( )	-14.9 ( )
	計	86 (2)	6.1 ( 14.3%)	98 (2)	7.0 ( 13.3%)	-12 ( )	-12.2 ( )
金 融 広 告 業	19	1.3 ( )	13	0.9 ( )	6 ( )	46.2 ( - )	
映 画 演 劇 業		( )		( )	( )	( - )	
教 育 研 究 業	5	0.4 ( )	16	1.1 ( )	-11 ( )	-68.8 ( - )	
官 公 署	1	0.1 ( )	1	0.1 ( )	( )	( - )	

注 業 的 第 三 次 産 業 は 通 常、非 工 業 的 業 種 に 運 輸 交 通 業、貨 物 取 扱 業 を 加 え た も の を い い ま す が、こ こ で は、非 工 業 的 業 種 の 一 〇 業 種 (商 業、通 信 業、保 健 衛 生 業、接 客 娯 楽 業、清 掃 ・ と 畜 業、そ の 他 の 事 業、金 融 広 告 業、映 画 演 劇 業、教 育 研 究 業、官 公 署) を 第 三 次 産 業 と 呼 ん で い ま す。

( 陸 上 貨 物 運 送 業 ) 172 (1) 12.2% 7.1% 167 (2) 11.9% 13.3% 5 ( -1 ) 3.0 ( -50.0%)